係る分を除く。）の合計額と失業等給付の額並びに雇用保険法第六四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この㈠及び3において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度の前々会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、失業等給付額等に相当する額未満であること。

㈡　各月の基本手当の支給を受けた受給資格者の数を平均した数が、七〇万人以上であること。

2　当該会計年度の前会計年度において、雇用保険法第六七条の二の規定により国庫が負担した額がある場合には、当該額を1の㈠の加減した額に加えるものとすることとした。

3　雇用保険法第六七条の二の政令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とすることとした。

㈠　当該会計年度における雇用保険率が一、〇〇〇分の一五・五（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険率が変更されている場合においては一、〇〇〇分の一五又は一、〇〇〇分の一四・五）（うち失業等給付に係る率一、〇〇〇分の八）以上である場合

㈡　当該会計年度の前会計年度において、1の㈠の加減した額から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額が、失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超えない場合

㈢　㈠及び㈡に該当しない場合であって、当該会計年度において、受給資格者の数の急激な増加及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況の急激な悪化が認められる場合

4　令和四年度における雇用保険法附則第一四条の四第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額について、令和二年度及び令和三年度の算定方法を準用するものとした。

二　国家公務員共済組合法施行令の一部改正（第二条関係）

国家公務員共済組合法に基づく育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用の国の負担について、令和四年度から令和六年度までにおいては、本来負担すべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとした。

三　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正（第二条関係）

地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用の地方公共団体の負担について、令和四年度から令和六年度までにおいては、本来負担すべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとした。

四　行政手続法施行令の一部改正（第三条関係）

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続の適用除外に該当する命令等に、雇用保険法第二〇条の二（同条の厚生労働省令で定める事業に係る部分及び厚生労働省令で定める者に係る部分に限る。）の命令等を加えることとした。

五　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、四は、同年七月一日から施行することとした。

法律

警察法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六号

警察法の一部を改正する法律

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第六号イ及びロ中「事案」の下に「（ハに掲げるものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ハ　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）が害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案（以下この号及び第二十五条第一号において「サイバー事案」という。）のうち次のいずれかに該当するもの（第十六号及び第六十一条の三において「重大サイバー事案」という。）

(1)　次に掲げる事務又は事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれのある事案

(i)　国又は地方公共団体の重要な情報の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務

(ii)　国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業

(2)　高度な技術的手法が用いられる事案その他のその対処に高度な技術を要する事案

(3)　国外に所在する者であつてサイバー事案を生じさせる不正な活動を行うものが関与する事案

第五条第四項中第二十六号を第二十七号とし、第十六号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関すること。

第十二条の二第一項中「第五条第四項第二十五号」を「第五条第四項第二十六号」に改める。

第十九条第一項中「情報通信局」を「サイバー警察局」に改める。

第二十一条中第二十七号を第三十号とし、第二十六号を第二十九号とし、第二十五号を第二十八号とし、第二十四号の次に次の三号を加える。

二十五　警察通信に関すること。

二十六　所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。

二十七　所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

第二十五条を次のように改める。

（サイバー警察局の所掌事務）

第二十五条　サイバー警察局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　サイバー事案に関する警察に関すること。

二　犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

第三十条第一項中「第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十六号まで」を「第十八号から第二十一号まで及び第二十四号から第二十七号まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。